

# 新規開業支援資金【日本政策金融公庫（国民生活事業）】

新規開業等の際に必要な資金の貸付けに関し、貸付限度等に特例を設けることで、新規開業等を支援する制度。

## 1. 対象者

新たに新規開業する者、又は新規開業して概ね7年以内の者で、一定の要件（下記）に該当する者。

- 1.雇用の創出を伴う事業を始める者
- 2.技術やサービス等に工夫を加え多様なニーズに対応する事業を始める者
- 3.現在お勤めの企業と同じ業種の事業を始める方で、次のいずれかに該当する者
  - (1)現在の企業に継続して6年以上勤務している者
  - (2)現在の企業と同じ業種に通算して6年以上勤務している者
- 4.大学等で修得した技能等と密接に関連した職種に継続して2年以上勤務している者で、その職種と密接に関連した業種の事業を始める者
- 5.産業競争力強化法に規定される認定特定創業支援等事業を受けて事業を始める者
- 6.地域創業促進支援事業又は潜在的創業者掘り起こし事業の認定創業スクールによる支援を受けて事業を始める者
- 7.公庫が参加する地域の創業支援ネットワークから支援を受けて事業を始める者
- 8.民間金融機関と公庫による協調融資を受けて事業を始める者
- 9.前1～8までの要件に該当せず事業を始める者であって、新たに営もうとする事業について、適正な事業計画を策定しており、当該計画を遂行する能力が十分あると公庫が認めた者で、1,000万円を限度として本資金を利用する者
- 10.既に事業を始めている場合は、事業開始時に前1～9のいずれかに該当した者

## 2. 資金使途

設備資金及び運転資金

## 3. 貸付限度額

7,200万円（運転資金は4,800万円）

## 4. 貸付利率

基準利率。ただし下記の要件を満たす中小企業は特別利率を適用

特別利率①（基準利率－0.40%）、特別利率②（基準利率－0.65%）、特別利率③（基準利率－0.90%）

※特別利率①は、独立行政法人中小企業基盤整備機構が出資する投資事業有限責任組合から出資を受けた中小企業、Uターン等により地方で新規開業しようとする者又は新規開業した者（土地に係る資金を除く）、認定特定創業支援事業を受けて新規開業しようとする者又は新規開業した者（土地に係る資金を除く）及び地域創業促進支援事業又は潜在的創業者掘り起こし事業の認定創業スクールによる支援を受けて新規開業しようとする者又は新規開業した者（土地に係る資金を除く）、**地域おこし協力隊の任期を終了した者であって、地域おこし協力隊として活動した地域において開業しようとする者又は新規開業した者が対象（土地に係る資金を除く）**

※特別利率②は、「技術・ノウハウ等に新規性がみられる事業」のうち、一定の製品化及び売上が見込める中小企業（土地に係る資金を除く）及び**起業支援金の交付決定を受けて新規開業しようとする者又は新規開業した者が対象（土地に係る資金を除く）**が対象

※特別利率③は、地方創生推進交付金を活用した**起業支援金及び移住支援金の交付決定を受けて新規開業しようとする者又は新規開業した者が対象（土地に係る資金を除く）**

## 5. 貸付期間

設備資金：20年以内

運転資金：7年以内

※据置期間 設備資金及び運転資金2年以内

平成31年度拡充要件

# 女性、若者／シニア起業家支援資金【日本政策金融公庫】

女性、若年者及び高齢者の視点を活かした事業を促進するために、起業意欲のある女性・若者・高齢者を対象に、日本政策金融公庫の融資により支援。

## 1. 対象者

女性、若者（35歳未満）又は高齢者（55歳以上）のうち、新規開業しようとする者又は新規開業して概ね7年以内の者

## 2. 資金使途

設備資金及び運転資金

## 3. 貸付限度額

国民生活事業：7,200万円（運転資金は4,800万円）

中小企業事業：72,000万円（長期運転資金は25,000万円）

## 4. 貸付利率

特別利率①（基準利率－0.40%）、特別利率②（基準利率－0.65%）、

特別利率③（基準利率－0.90%）

※運転資金及び設備資金（土地に係る資金を除く）は特別利率①

※土地に係る資金は基準利率

※特別利率②は、「技術・ノウハウ等に新規性がみられる事業」のうち、一定の製品化及び売上が見込める中小企業（土地に係る資金を除く）及び**起業支援金の交付決定を受けて新規開業しようとする者又は新規開業した者が対象（土地に係る資金を除く）**

※特別利率③は、**地方創生推進交付金を活用した起業支援金及び移住支援金の交付決定を受けて新規開業しようとする者又は新規開業した者が対象（土地に係る資金を除く）**

※中小企業事業においては、特別利率の適用限度は27,000万円（27,000万円超は基準利率）

## 5. 貸付期間

設備資金：20年以内

運転資金：7年以内

※据置期間 設備資金及び運転資金2年以内

平成31年度拡充要件